

新旧対照表

浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第57号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後			改 正 前																																
<p><u>（定義）</u>  <b>第2条</b> この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「法別表令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第 号。以下「法第19条第8号令」という。）の例による。</p>			<p><u>（定義）</u>  <b>第2条</b> この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「法別表第1令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第2令」という。）の例による。</p>																																
<p>別表第1（第3条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表第1の番号</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活に困窮する外国人に対する法第19条第8号令第44条各号に掲げる事務</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省 略</td> </tr> </tbody> </table>			条例別表第1の番号	事務	特定個人情報	1	生活に困窮する外国人に対する法第19条第8号令第44条各号に掲げる事務	省 略	省 略			<p>別表第1（第3条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例別表第1の番号</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同 左</td> <td>生活に困窮する外国人に対する法別表第2令第19条各号に掲げる事務</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">同 左</td> </tr> </tbody> </table>			条例別表第1の番号	事務	特定個人情報	同 左	生活に困窮する外国人に対する法別表第2令第19条各号に掲げる事務	同 左	同 左														
条例別表第1の番号	事務	特定個人情報																																	
1	生活に困窮する外国人に対する法第19条第8号令第44条各号に掲げる事務	省 略																																	
省 略																																			
条例別表第1の番号	事務	特定個人情報																																	
同 左	生活に困窮する外国人に対する法別表第2令第19条各号に掲げる事務	同 左																																	
同 左																																			
<p>別表第2（第4条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法第19条第8号令の項番号</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>14</u></td> <td>法第19条第8号令第16条第1号に掲げる事務</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法第19条第8号令第16条第2号に掲げる事務</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法第19条第8号令第16条第3号に掲げる事務</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法第19条第8号令第16</td> <td>省 略</td> </tr> </tbody> </table>			法第19条第8号令の項番号	事務	特定個人情報	<u>14</u>	法第19条第8号令第16条第1号に掲げる事務	省 略		法第19条第8号令第16条第2号に掲げる事務	省 略		法第19条第8号令第16条第3号に掲げる事務	省 略		法第19条第8号令第16	省 略	<p>別表第2（第4条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法別表第2の項番号</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10</u></td> <td>法別表第2令第9条第1号に掲げる事務</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法別表第2令第9条第2号に掲げる事務</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法別表第2令第9条第3号に掲げる事務</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法別表第2令第9条第</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table>			法別表第2の項番号	事務	特定個人情報	<u>10</u>	法別表第2令第9条第1号に掲げる事務	同 左		法別表第2令第9条第2号に掲げる事務	同 左		法別表第2令第9条第3号に掲げる事務	同 左		法別表第2令第9条第	同 左
法第19条第8号令の項番号	事務	特定個人情報																																	
<u>14</u>	法第19条第8号令第16条第1号に掲げる事務	省 略																																	
	法第19条第8号令第16条第2号に掲げる事務	省 略																																	
	法第19条第8号令第16条第3号に掲げる事務	省 略																																	
	法第19条第8号令第16	省 略																																	
法別表第2の項番号	事務	特定個人情報																																	
<u>10</u>	法別表第2令第9条第1号に掲げる事務	同 左																																	
	法別表第2令第9条第2号に掲げる事務	同 左																																	
	法別表第2令第9条第3号に掲げる事務	同 左																																	
	法別表第2令第9条第	同 左																																	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	<u>条第4号に掲げる事務</u>			<u>4号に掲げる事務</u>	
<u>20</u>	法第19条第8号令第22条第1号に掲げる事務	省 略	<u>16</u>	法別表第2令第12条第1号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第22条第2号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第12条第2号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第22条第3号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第12条第3号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第22条第4号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第12条第4号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第22条第6号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第12条第6号に掲げる事務	同 左
<u>28</u>	法第19条第8号令第30条第3号に掲げる事務	省 略	<u>18</u>	法別表第2令第13条第2号に掲げる事務	同 左
<u>37</u>	法第19条第8号令第39条第3号に掲げる事務	省 略	<u>20</u>	法別表第2令第14条第3号に掲げる事務	同 左
<u>42</u>	法第19条第8号令第44条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事務	省 略	<u>26</u>	法別表第2令第19条各号に掲げる事務	同 左
<u>48</u>	法第19条第8号令第50条第9号、第11号及び第14号に掲げる事務	省 略	<u>27</u>	法別表第2令第20条第4号から第6号までに掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第50条第19号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第20条第8号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第50条第22号に掲げる事務	省 略		法別表第2令第20条第9号に掲げる事務	同 左
<u>53</u>	法第19条第8号令第55条第1号に掲げる事務	省 略	<u>31</u>	法別表第2令第22条第1号に掲げる事務	同 左
	法第19条第8号令第55	省 略		法別表第2令第22条第	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	<u>条第2号及び第3号に掲げる事務</u>			<u>2号及び第3号に掲げる事務</u>	
	<u>法第19条第8号令第55条第4号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第22条第4号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第55条第5号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第22条第5号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第55条第11号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第22条第11号に掲げる事務</u>	同 左
<u>69</u>	<u>法第19条第8号令第71条第10号に掲げる事務</u>	省 略	<u>42</u>	<u>法別表第2令第25条第8号に掲げる事務</u>	同 左
<u>75</u>	<u>法第19条第8号令第77条第3号に掲げる事務</u>	省 略	<u>53</u>	<u>法別表第2令第27条第3号に掲げる事務</u>	同 左
<u>86</u>	<u>法第19条第8号令第88条第1号に掲げる事務</u>	省 略	<u>61</u>	<u>法別表第2令第32条第1号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第88条第2号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第32条第2号に掲げる事務</u>	同 左
<u>87</u>	<u>法第19条第8号令第89条に規定する事務</u>	省 略	<u>62</u>	<u>法別表第2令第33条に規定する事務</u>	同 左
<u>89</u>	<u>法第19条第8号令第91条に規定する事務</u>	省 略	<u>64</u>	<u>法別表第2令第35条に規定する事務</u>	同 左
<u>96</u>	<u>法第19条第8号令第98条に規定する事務</u>	省 略	<u>70</u>	<u>法別表第2令第39条に規定する事務</u>	同 左
<u>125</u>	<u>法第19条第8号令第127条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事務</u>	省 略	<u>87</u>	<u>法別表第2令第44条各号に掲げる事務</u>	同 左
<u>132</u>	<u>法第19条第8号令第134条第12号に掲げる事務</u>	省 略	<u>94</u>	<u>法別表第2令第47条第1項第2号に掲げる事務</u>	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	<u>法第19条第8号令第134条第13号、第14号、第26号及び第27号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第3号から第6号までに掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第31号から第37号までに掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第7号から第13号までに掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第38号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第14号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第39号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第15号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第41号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第17号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第44号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第18号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第134条第45号又は第48号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第47条第1項第19号、第22号又は第23号に掲げる事務</u>	同 左
				<u>法別表第2令第47条第2項の規定により準用される同条第1項第3号、第4号又は第22号に掲げる事務</u>	当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
<u>144</u>	<u>法第19条第8号令第146条第1号に掲げる事務</u>	省 略	<u>108</u>	<u>法別表第2令第55条第1号に掲げる事務</u>	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	<u>法第19条第8号令第146条第2号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第55条第2号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第146条第4号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第55条第3号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第146条第5号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第55条第4号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第146条第6号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第55条第5号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法第19条第8号令第146条第8号に掲げる事務</u>	省 略		<u>法別表第2令第55条第7号に掲げる事務</u>	同 左
<u>155</u>	<u>法第19条第8号令第157条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務</u>	省 略	<u>116</u>	<u>法別表第2令第59条の2各号に掲げる事務</u>	同 左

別表第3(第5条)

法別表の項番号	事務	特定個人情報
<u>9</u>	<u>法別表令第8条第9号に掲げる事務(児童福祉法第51条第2号に規定する費用の徴収に関する事務に限る。)</u>	省 略
	<u>法別表令第8条第11号に掲げる事務</u>	省 略
<u>10</u>	<u>法別表令第9条第1号に掲げる事務</u>	省 略
	<u>法別表令第9条第3号に掲げる事務</u>	省 略
<u>24</u>	<u>法別表令第16条に規定する事務</u>	省 略

別表第3(第5条)

法別表第1の項番号	事務	特定個人情報
<u>8</u>	<u>法別表第1令第8条第9号に掲げる事務(児童福祉法第51条第2号に規定する費用の徴収に関する事務に限る。)</u>	同 左
	<u>法別表第1令第8条第11号に掲げる事務</u>	同 左
<u>9</u>	<u>法別表第1令第9条第1号に掲げる事務</u>	同 左
	<u>法別表第1令第9条第3号に掲げる事務</u>	同 左
<u>16</u>	<u>法別表第1令第16条に規定する事務</u>	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前			
<u>44</u>	法別表令第24条第2号に掲げる事務		省 略	<u>30</u>	法別表第1令第24条第2号に掲げる事務	同 左
<u>85</u>	法別表令第46条第1号に掲げる事務		省 略	<u>59</u>	法別表第1令第46条第1号に掲げる事務	同 左
	法別表令第46条第2号又は第3号に掲げる事務		省 略		法別表第1令第46条第2号又は第3号に掲げる事務	同 左
	法別表令第46条第6号に掲げる事務		省 略		法別表第1令第46条第6号に掲げる事務	同 左
<u>111</u>	法別表令第54条に規定する事務		省 略	<u>76</u>	法別表第1令第54条に規定する事務	同 左
<u>117</u>	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則(平成21年規則第54号)による報酬の助成に関する事務	省 略	省 略	<u>84</u>	法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則(平成21年規則第54号)による報酬の助成に関する事務	同 左
	法別表令	省 略	省 略		法別表第	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市意思疎通支援者派遣事業実施要綱(平成3年告示第98号)による意思疎通支援者の派遣に関する事務			<u>1</u> 令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市意思疎通支援者派遣事業実施要綱(平成3年告示第98号)による意思疎通支援者の派遣に関する事務	
	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則(令和4年規則第54号)	省 略	省 略	法別表第 <u>1</u> 令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則(令和4	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
	による日常生活用具の給付等に関する事務				年規則第54号)による日常生活用具の給付等に関する事務		
	<u>法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第3号)による移動支援に関する事務</u>	省略	省略		<u>法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則(平成19年規則第3号)による移動支援に関する事務</u>	同左	同左
	<u>法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市身体</u>	省略	省略		<u>法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市</u>	同左	同左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例(令和2年条例第3号)による浦安市身体障がい者福祉センターの利用に関する事務			身体障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例(令和2年条例第3号)による浦安市身体障がい者福祉センターの利用に関する事務	
	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市ソーシャルサポートセンターの設置及び管理に関する条例(令和元年条例第19	省 略	省 略	法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市ソーシャルサポートセンターの設置及び管理に関する条例(令和元年条例	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
	号)による 浦安市ソ ーシャル サポート センター の利用に 関する事 務				第19号)に よる浦安 市ソーシ ャルサポ ートセン ターの利 用に関す る事務		
	<u>法別表令</u> 第60条第 8号に掲 げる事務 のうち浦 安市ソー シャルサ ポートセ ンターの 設置及び 管理に関 する条例 (令和元年 条例第19 号)による 浦安市ソ ーシャル サポート センター の利用に 関する事 務	省 略	省 略		<u>法別表第</u> <u>1令</u> 第60 条第8号 に掲げる 事務のう ち浦安市 発達障が い者等 地域活動 支援セン ターの設 置及び管 理に関す る条例(平 成31年条 例第1号) による浦 安市発達 障がい者 等地域活 動支援セ ンターの利	同 左	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
					用に関する事務		
	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市寝たきり身体障がい者居宅入浴援護事業の実施に関する規則(昭和60年規則第38号)による入浴の援護に関する事務	省略	省略		法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市寝たきり身体障がい者居宅入浴援護事業の実施に関する規則(昭和60年規則第38号)による入浴の援護に関する事務	同左	同左
	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等日中一時支援事業の	省略	省略		法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市障がい者等日中一時支援事	同左	同左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
	実施に関する規則(平成19年規則第44号)による日中一時支援に関する事務				業の実施に関する規則(平成19年規則第44号)による日中一時支援に関する事務		
	法別表令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市重度訪問介護利用者大学等修学支援事業の実施に関する規則(令和3年規則第53号)による大学等修学支援事業に関する事務	省 略	省 略		法別表第1令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市重度訪問介護利用者大学等修学支援事業の実施に関する規則(令和3年規則第53号)による大学等修学支援事業に関する事務	同 左	同 左
	法別表令	省 略	省 略		法別表第	同 左	同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
	第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則(令和3年規則第61号)による重度障がい者等就労支援特別事業に関する事務			<u>1</u> 令第60条第8号に掲げる事務のうち浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則(令和3年規則第61号)による重度障がい者等就労支援特別事業に関する事務	
<u>127</u>	法別表令第68条第4号に掲げる事務	省 略	<u>94</u>	法別表第1令第68条第4号に掲げる事務	同 左
別表第4(第6条)			別表第4(第6条)		
条例別表第2の項番号	事務	特定個人情報	条例別表第2の項番号	事務	特定個人情報
1	生活に困窮する外国人に対する <u>法第19条第8号令第44条各号</u> に掲げる事務	省 略	同 左	生活に困窮する外国人に対する <u>法別表第2令第19条各号</u> に掲げる事務	同 左

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

附 則

この規則は、公布の日から施行する。